



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1117	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1118	〃	(〃).....	1
1119	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	2
1120	県有財産(土地)の売払いに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(農林水産総務課).....	5
1121	木材業者等の登録	(林業振興課).....	6
1122	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
1123	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7

告 示

和歌山県告示第1117号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年9月14日まで縦覧に供する。

令和2年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

令和2年8月13日

2 名称

特定非営利活動法人わかやまシニア健康センター

3 代表者の氏名

山田俊治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市上野298番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広くは和歌山県民に対し、特に和歌山市民の高齢者が100歳時代の長寿命時代に向けて、健康で生き生きと楽しい日々を過ごせるように、高齢者に合った健康体操として“わかやまシニアエクササイズ”を主体に取り組み、「健康長寿日本一わかやま」を目ざす一助となる活動に関する事業を行い、生涯にわたり健康を維持して暮らせるように、地域住民相互のつながり(ソーシャル・キャピタル)を深めての心身の健康づくりを基に、地域社会の医療や福祉活動、子供達の健全教育や健康経営企業、団体等との連携活動や、まちづくり、社会教育、災害救援等へのボランティア活動にも寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1118号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、

同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年9月14日まで縦覧に供する。

令和2年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年8月13日

2 名称

特定非営利活動法人フレイルサポート紀の川

3 代表者の氏名

畠中美文

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市打田1239番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、主に高齢者に対して、フレイル（虚弱）予防などの健康への関心を高めるためフレイルチェックの実施、健康や福祉に関する情報提供、気兼ねなく集える場所や困り事サービスの提供などの住みよい地域を作る事に関わる活動を行い、高齢者等がいつまでも健康で住み慣れた地域に暮らし続けられる活力あるまち作りの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1119号

和歌山県菓物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「5-MeO-DIPT_COC」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真を付して、「濃厚マゾヒスト」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「Lesbian XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「膣圧ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「漢ノ潮吹き」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「PINK PASSION」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真を付して、「FLASH BACK」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真を付して、「sexy night」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「ORAL SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Max Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (11) 次の写真を付して、「HOT SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「肉便器」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「悶絶メスイキ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「ドライオーガズム」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「アナニー・スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「5-MeO-DMT Ex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (17) 次の写真に示すとおり、「肉便器2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真を付して、「wet summer」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真を付して、「GEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「BEARS XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「HARD BOILED 3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真を付して、「LOVE EXCTASY」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「JUNGLE KING」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「淫乱ケツマンコ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「ギメ野獣」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「Extreme FLY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「Paradox」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真を付して、「極限点オーバーLOVE BOMBER 97%」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「MIRACLE PEPPER」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (30) 次の写真を付して、「Azteca Tribe」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「Black Bart」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「SIGNAL FLAST」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (33) 次の写真を付して、「GOLD BEE」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「△STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「LUNA Lady」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真を付して、「GREEN STAR」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Fall Love HAVEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「Brake off」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「FANTASTIC SANDRA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「Orgasm Bubble」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真を付して、「SEXSIST MASTER」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (43) 次の写真を付して、「AIBU(愛撫) EP-TURBO」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「Sex Queen」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「Mystery Love」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Buster Dopton」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「RODEO BABE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「Olmeca Spirit」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「Miracle finish」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「GENOM CODE. X」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「Humming Bird」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (52) 次の写真に示すとおり、「Natural Dreaming」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「V. I. P Revolution」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「STUFFING horny」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真を付して、「CPWILD-20+gel」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真を付して、「∞SPECTRUM」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「STAR WEED」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「MAIAMI chronic」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「STRONG MACHO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真を付して、「華-lovely Shot-」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「Mega Nulelu」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (62) 次の写真を付して、「Griffin D4」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (63) 次の写真を付して、「Chill Out」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「Muff Diving Master」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真を付して、「Summer Lush」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (66) 次の写真を付して、「エクスタシーセックスⅠ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (67) 次の写真を付して、「エクスタシーセックスⅡ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (68) 次の写真を付して、「VIVA CUBA LIBRE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「マゾヒスト狂乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (70) 次の写真を付して、「HYBRID LIQUID」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (72) 次の写真を付して、「sex on the beach」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (73) 次の写真に示すとおり、「Maboroshi」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (74) 次の写真に示すとおり、「1919 Rhythm」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (75) 次の写真に示すとおり、「DEEP THROAT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (76) 次の写真を付して、「Shining STAR」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (77) 次の写真を付して、「neo THUSY」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (78) 次の写真に示すとおり、「VIXEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (79) 次の写真を付して、「Metallica」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (80) 次の写真を付して、「Blue Lagoon」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (81) 次の写真を付して、「kemuri69」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (82) 次の写真に示すとおり、「PHANTOM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (83) 次の写真に示すとおり、「HEART STAR」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (84) 次の写真に示すとおり、「桜」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
 (85) 次の写真に示すとおり、「恋する乙女」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
 (86) 次の写真に示すとおり、「night rounge」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
 (次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和2年8月25日

和歌山県告示第1120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札により売り払う物件

物件名称及び所在	地番等	地目等	地積 (㎡)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
和歌山県農業試験場水田 紀の川市桃山町調月字西美濃嶋	1237番	田	993	546,000	入札価格の5%以上

備考 予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年8月25日（火）現在において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。
- (4) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可の要件を満たす者に相当する者として和歌山県が認める者であること（同項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 個人にあつては住民票、法人にあつては登記事項証明書（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 法人にあつては役員等一覧（役員及び総株主の議決権の100分の5以上を有し、又は出資総額の100分の5以上を出資している者のそれぞれの氏名、生年月日及び住所を記載したものをいう。）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 使用印鑑届

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2（5）に掲げる要件を満たすことを証する書類（農地法第3条第1項各号のいずれかに該当する場合にあってはその旨を証明する書類、それ以外の場合にあっては市町村農業委員会が発行した耕作証明書（1の物件を取得したことにより耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が5,000㎡以上となるものに限る。）その他和歌山県が必要と認める書類）

(2) (1) のア、オ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は令和2年8月25日（火）から同年9月15日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間、5に掲げる場所で配布する。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある場合は、令和2年8月25日（火）から同年9月15日（火）までの午前9時から午後5時45分までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「農林水産総務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和2年8月25日（火）から同年9月15日（火）までの午前9時から午後5時45分までの間に、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所等

農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館3階

電話番号 073-441-2863

ファクシミリ番号 073-433-3024

農林水産総務課ホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/index.html>)

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和2年9月24日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、農林水産総務課に対してその理由について、説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は令和2年10月2日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、令和2年10月8日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第1121号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和2年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
4021			令和2.7.21	有田郡有田川町田口1230-5	則藤造園 則藤利明	木材	有田郡有田川町田口1230-5
6001			令和2.5.19	西牟婁郡上富田町生馬2460-1	森木材 森静義	木材	西牟婁郡上富田町生馬2460-1

和歌山県告示第1122号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間 令和2年8月24日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡白浜町地内

和歌山県告示第1123号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3521	岩出市船戸字船戸144番1の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	令和 2.8.12	6.00	36.41